

市第 4 2 号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する
条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営
等の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

国による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令」が 10 月 1 日に施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正し
ます。

2 改正する条例

- (1) 「横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平
成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号）」（以下「**障害児の通所サービスの基準条例**」と
いう。）【こども青少年局所管】
- (2) 「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する
条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）」（以下「**障害福祉サービスの基準条例**」
という。）【健康福祉局所管】

3 改正の概要

障害児の通所サービスと短期入所を「小規模多機能型居宅介護事業所」で特例的
に提供することができるようになったため、「障害児の通所サービスの基準条例」と
「障害福祉サービスの基準条例」の関係条文を改正します。

(1) 障害児の通所サービスの基準条例

これまで、障害児の通所サービスである「児童発達支援」と「放課後等デイサ
ービス」を、特例的に障害者のデイサービスを行う「生活介護事業所」や高齢者
のデイサービスを行う「通所介護事業所」において提供できることを規定してい
ました。

今回、「小規模多機能型居宅介護事業所」が新たに障害児の通所サービスを特
例的に提供できることになりましたので、そのための規定を設けます。

(下線部が今回の改正による変更)

事業名	実施可能施設	
	現 行	改正後
・ 基準該当児童発達支援 ・ 基準該当放課後等デイ サービス	生活介護事業所	生活介護事業所
	通所介護事業所	通所介護事業所
	—	<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>

(2) 障害福祉サービスの基準条例

これまで、「小規模多機能型居宅介護事業所」で**障害者**のデイサービスである「生活介護」と「短期入所」を特例的に提供できることを規定していました。

今回、**障害児**の通所サービスである「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」、及び「短期入所」についても、同じように「小規模多機能型居宅介護事業所」において提供できることになりましたので、必要な規定を加えます。

(下線部が今回の改正による変更)

事業所	実施可能事業	
	現 行	改正後
小規模多機能型 居宅介護事業所	基準該当生活介護	基準該当生活介護
	基準該当短期入所（障害者）	基準該当短期入所（障害者・ <u>児</u> ）
	—	<u>基準該当児童発達支援</u>
	—	<u>基準該当放課後等デイサービス</u>

4 施行期日

平成 25 年 10 月 1 日

【参考：用語の説明】

	説 明
小規模多機能型 居宅介護事業所	介護保険法に基づく「地域密着型サービス」の一つであり、在宅の要介護高齢者等に対して、いわゆる「デイサービス」や「ヘルパー」、「ショートステイ」のサービス提供を行う事業所
生活介護	常時介護を要する障害者を対象とした、いわゆる「デイサービス」であり、主として日中に施設などに通わせ、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動等を行うもの
児童発達支援	児童福祉法に基づく未就学児を対象とした通所サービスの一つであり、障害児を児童発達支援センター（地域療育センター）などの施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行うもの
放課後等 デイサービス	児童福祉法に基づく学齢児を対象とした通所サービスの一つであり、障害児を授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、余暇支援等を行うもの
基準該当	事業者としての指定要件（法人格・人員・設備等）のうち一部を市町村が定める一定の水準に緩和をしたサービスを提供する場合、「基準該当」として給付の対象とすること